会 員 各 位

一般社団法人 全国住宅産業協会 流通委員長 濵 田 繁 敏

#### 賃貸住宅管理業者登録制度の一部改正について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、国土交通省から以下のとおり周知依頼がありましたのでお知らせします。

敬具

記

- 1. 送付資料 (1)「賃貸住宅管理業者登録規程及び賃貸住宅管理業務処理準則の解 釈・運用の考え方」の一部改正について
  - (2)「賃貸住宅管理業者登録規程に係る登録申請等について」の一部 改正について
  - (3) 賃貸住宅管理業者登録制度の改正の概要
  - (4) 賃貸住宅管理業者登録規程新旧対照表
  - (5) 賃貸住宅管理業務処理準則新旧対照表 ※(1)(2)本文中の別添は全住協HPを、(4)(5)は全住協HP又は2の参考HPをご覧ください。
- 2. 参考HP (1)「賃貸住宅管理業者登録規程」及び「賃貸住宅管理業務処理準則」 の改正

http://www.mlit.go.jp/report/press/totikensangyo16\_hh\_000136.html

(2) 賃貸住宅管理業者登録制度のページ

http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/tintai/index.html

3. 問合せ先 事務局 原田 TEL 03-3511-0611

以上

### 一般社団法人全国住宅産業協会会長 殿

国土交通省土地·建設産業局不動産業課長



### 「賃貸住宅管理業者登録規程及び賃貸住宅管理業務処理準則の 解釈・運用の考え方」の一部改正について

「賃貸住宅管理業者登録規程の一部を改正する告示」(平成28年国土交通省告示第927号)及び「賃貸住宅管理業務処理準則の一部を改正する告示」(平成28年国土交通省告示928号)を平成28年8月12日に公布し、平成28年9月1日より施行する。

ついては、「賃貸住宅管理業者登録規程及び賃貸住宅管理業務処理準則の解釈・運用の 考え方」(平成23年10月25日国土動指第46号)を改正し、別添のとおり各地方支分部局主管 部長あてに通知したところである。

貴団体におかれては、通知の趣旨を御理解の上、貴団体の会員に対し、周知されたい。

各地方支分部局主管部長 あて

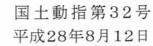
国土交通省土地·建設産業局不動産業課長

### 「賃貸住宅管理業者登録規程及び賃貸住宅管理業務処理準則の 解釈・運用の考え方」の一部改正について

「賃貸住宅管理業者登録規程の一部を改正する告示」(平成28年国土交通省告示第号)及び「賃貸住宅管理業務処理準則の一部を改正する告示」(平成28年国土交通省告示号)を平成28年8月12日に公布し、平成28年9月1日より施行する。

これに伴い、「賃貸住宅管理業者登録規程及び賃貸住宅管理業務処理準則の解釈・運用の考え方」(平成23年10月25日国土動指第46号)を別添のように改正し、平成28年9月1日から施行する。

運用にあたって、遺漏のないよう取り計らわれたい。



### 一般社団法人全国住宅産業協会会長 殿

国土交通省土地•建設産業局不動産業課長

「賃貸住宅管理業者登録規程に係る登録申請等について」の一部改正について

「賃貸住宅管理業者登録規程の一部を改正する告示」(平成28年国土交通省告示第927号)及び「賃貸住宅管理業務処理準則の一部を改正する告示」(平成28年国土交通省告示928号)を平成28年8月12日に公布し、平成28年9月1日より施行する。

ついては、「賃貸住宅管理業者登録規程に係る登録申請等について」(平成23年10月25日国土動指第48号)を改正し、別添のとおり各地方支分部局主管部長あてに通知したところである。

貴団体におかれては、通知の趣旨を御理解のうえ、貴団体の会員に対し、周知されたい。

各地方支分部局主管部長 あて

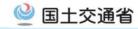
国土交通省土地·建設産業局不動産業課長

「賃貸住宅管理業者登録規程に係る登録申請等について」の一部改正について

「賃貸住宅管理業者登録規程の一部を改正する告示」(平成28年国土交通省告示第927号)及び「賃貸住宅管理業務処理準則の一部を改正する告示」(平成28年国土交通省告示928号)を平成28年8月12日に公布し、平成28年9月1日より施行する。

これに伴い、「賃貸住宅管理業者登録規程に係る登録申請等について」(平成23年10月2 5日国土動指第48号)を別添のように改正し、平成28年9月1日から施行する。

運用にあたって、遺漏のないよう取り計らわれたい。



賃貸住宅管理業者登録制度に係る検討委員会におけるとりまとめ結果を踏まえ、登録規程及び業務処理準則を改正(平成28年8月12日国土交通省告示 第927号・第928号)

### 1. 賃貸住宅管理業者登録規程の主な改正事項

<一定の資格者の設置の義務化>

- 賃貸住宅管理業者の登録に関し、事務所ごとに「管理事務に関し6年以上の実務経験者」又は「同程度の実務経験者」 (以下「実務経験者等」という。)の設置を義務化(第7条) ※「同程度の実務の経験者」は、「賃貸住宅管理業者登録規程及び賃貸住宅管理業務 処理準則の解釈・運用の考え方」(不動産業課長通知)により「賃貸不動産経営管理士」 ((一社)賃貸不動産経営管理士協議会の資格)である旨を規定
- 業務及び財産の分別管理等の状況の国への報告に関し、「管理実績」の記入項目の削減、「財産の分別管理等の状況」欄に選択肢を記載等(第8条・別記様式第3号)
- 登録の更新申請に当たって、直前の事業年度に係る業務及び財産の分別管理等の状況の報告を行った者については、 「直前の事業年度の業務及び財産の状況に関する書面」の添付を省略(第4条)

### 2. 賃貸住宅管理業務処理準則の主な改正事項

<貸主への重要事項説明等を一定の資格者が行うよう義務化>

- 賃貸人に対する管理受託契約に関する重要事項の説明等及び契約の成立時の書面交付について、実務経験者等であることを示す書面の提示、実務経験者等をして説明、書面の交付及び記名押印することを義務化(第5条・第6条)
- 転貸の場合の賃貸人に対する賃貸借契約に関する重要事項の説明等及び契約の成立時の書面交付について、実務経験者等であることを示す書面の提示、実務経験者等をして説明、書面の交付及び記名押印することを義務化(第8条・第9条)

くサブリースの借り上げ家賃等の貸主への重要事項説明の徹底>

- 貸主へ説明等すべき重要事項として、借賃及び将来の借賃の変動に係る条件に関する事項を明記(第8条・第9条)
- サブリース業者から基幹事務の一括再委託を受ける登録業者に対し、貸主への重要事項の説明等、契約の成立時の 書面交付及び管理事務の報告を義務化(第8条・第9条・第17条)

### 3. 施行期日等

- 改正登録規程及び改正業務処理準則は、平成28年9月1日から施行する。
- ただし、実務経験者等の設置(登録規程第7条)及び実務経験者等による重要事項の説明等に係る規定(業務処理準則第5・6・8及び9条)については、登録業者及び新規登録を申請する業者が実務経験者等を設置するための期間を考慮し、約2年後の平成30年6月30日まで経過措置を設ける。

賃貸住宅管理業者登録規程(平成二十三年国土交通省告示第九百九十八号)(抄)

(傍線の部分は改正部分)

ては、その旨を証明した市町村 項 律 よる報告をした者は けようとする者 被後見人に該当し できる。 (証明書をいう。 証明書をもって代えることができ、 (平成十一年法律第百五十二号) 第十条第一項に規定する登記事 であ 以 下 ない旨の登記事項証明書 て、 第十号に掲げる書類の添付を省略することが 「後見等登記事項証明書」という。 直 前 の事業年 (特別区を含む。 前条第三項 - 度終了後 (後見登記等に関する法 0) 以下同じ。 第 登 録 九 条の規 の更新 につい の長 定に を受

一~七 (略)

(登録をしない場合)

十九

直

|前の事業年度の業務及び財産の状況に関する書

面

事務所を使用する権原に関する書面

一~六 (略)

法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(七)宅地建物取引業法、マンションの管理の適正化の推進に関する

ては、 項 律 被後見人に該当し 0) (証明書をい 証 (平成十一年法律第百五十二号) !明書をもって代えることができる。 その旨を証明した市町村 、 う。 以下 ない旨 「後見等登記事項 の登記事項証明書(後見登記等に関 (特別区を含む。 第十条第一項に規定する登記 (証明 書」 以下同じ。 という。 <u>)</u> に ける法 0 11 長

~七 (略)

(新設)

九 直前の事業年度の業務及び財産の状況に関する書八 事務所を使用する権原に関する書面

面

(登録をしない場合)

第六条 国土交通大臣は、第三条第一項の登録をしないこととする。

一~六 (略)

七 法律若しくは暴力団員による不当な行為の防 宅地建物取引業法、 ンション 0 管 理 0) 適 止 正 等に 化  $\mathcal{O}$ 関する法律 推 進 関 する

第九条 第八条 第七条 2 者を置かなけ 十二 事務所について第七条に規定する要件を欠く者 (実務経験者等の設置) が 又は刑の執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない 律第四十五号) 第二百四条、 規定を除く。)に違反したことにより、又は刑法 平成三年法律第七十七号)の規定(同法第三十二条の二第七項の 条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴 したことにより、 力行為等処罰に関する法律(大正十五年法律第六十号)の罪を犯 認定した者 前号に掲げる者と同程度の実務の経験を有すると国土交通大臣 管理事務に関し六年以上の実務の 賃貸住宅管理業者は、 (略) (略) 略 ればならない。 罰金の刑に処せられ、 事務所ごとに次のいずれかに該当する 第二百六条、第二百八条、 経験を有する者 その刑の執行を終わり、 (明治四十年法 第二百八 第八条 第七条 2 (新設) (新設) 八~十一 律第四十五号) 規定を除く。)に違反したことにより、 平成三年法律第七十七号)の規定(同法第三十二条の二第七項の 又は刑の執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない 条の三、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴 力行為等処罰に関する法律(大正十五年法律第六十号) したことにより、 (略) (略 (略) 略 第二百四条、 罰金の刑に処せられ、 第二百六条、 その刑の執行を終わり、 又は刑法 第二百八条、 (明治四十年法 の罪を犯 第二百八

### (変更の届出)

があったときは、その日から三十日以内に、別記様式第四号によ第十条 賃貸住宅管理業者は、第四条第一項各号に掲げる事項に変更

- り、その旨を国土交通大臣に届け出るものとする。
- があった事項を賃貸住宅管理業者登録簿に登録するものとする。2 国土交通大臣は、前項の規定による届出を受理したときは、届出
- 3 第五条第二項の規定は、前項の規定による登録(第四条第一項第

五号に掲げる事項に係る登録に限る。

について準用する。

# 第十一条 (略)

# 第十二条(略)

# (登録の抹消等)

に該当するときは、第三条第一項の登録を抹消するものとする。第十三条 国土交通大臣は、賃貸住宅管理業者が次の各号のいずれか

- 第十一条の規定による届出があったとき。
- 判明したとき。

  一 前号の届出がなくて第十一条各号のいずれかに該当する事実が

## 三~五 (略)

六 正当な理由がなくて第九条の規定による報告又は第十条第一項

七 第九条の規定による報告に記載すべき重要な事項について虚偽

規定による届出を怠ったとき。

### (変更の届出)

があったときは、その日から三十日以内に、別記様式第四号によ第九条 賃貸住宅管理業者は、第四条第一項各号に掲げる事項に変更

- り、その旨を国土交通大臣に届け出るものとする。
- があった事項を賃貸住宅管理業者登録簿に登録するものとする。2 国土交通大臣は、前項の規定による届出を受理したときは、届出

### (新設)

## 第十条 (略)

# 第十一条 (略)

登録の抹消等)

に該当するときは、第三条第一項の登録を抹消するものとする。第十二条 国土交通大臣は、賃貸住宅管理業者が次の各号のいずれ

- 第十条の規定による届出があったとき。
- 明したとき。 二年の届出がなくて第十条各号のいずれかに該当する事実が判

# 三~五 (略)

七 第八条の規定による報告に記載すべき重要な事項について虚偽

の記載があることが判明したとき。

2 (略)

八·九

略

第十四条(略)

(登録の抹消の公告)

録を抹消したときは、その旨を公告するものとする。 号から第八号までの各号のいずれかに該当したことにより、その登第十五条 国土交通大臣は、賃貸住宅管理業者が第十三条第一項第四

(登録簿等の閲覧)

第十七条(略)

(権限の委任)

備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、第十二条に掲げるけようとする者の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する地方整権限を除く。)は、賃貸住宅管理業者又は第三条第一項の登録を受第十八条。この規程に規定する国土交通大臣の権限(前条に規定する

の記載があることが判明したとき。

八・九 (略)

2 (略)

第十三条 (略)

第十四条 国上交通大臣は、賃貸主宅管(登録の抹消の公告)

録を抹消したときは、その旨を公告するものとする。 号から第八号までの各号のいずれかに該当したことにより、その登第十四条 国土交通大臣は、賃貸住宅管理業者が第十二条第一項第四

(登録簿等の閲覧)

第十六条 (略)

(権限の委任)

備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、第十一条に掲げるけようとする者の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する地方整権限を除く。)は、賃貸住宅管理業者又は第三条第一項の登録を受第十七条。この規程に規定する国土交通大臣の権限(前条に規定する

地方整備局長及び北海道開発局長も当該権限を行うことができる。道開発局長のほか、当該支店又は従たる事務所の所在地を管轄する所に関するものについては、前項に規定する地方整備局長及び北海3 第十二条に掲げる権限で賃貸住宅管理業者の支店又は従たる事務

権限については、国土交通大臣が自ら行うことを妨げない。

道開発局長のほか、当該支店又は従たる事務所の所在地を管轄する2 第十一条に掲げる権限で賃貸住宅管理業者の支店又は従たる事務権限については、国土交通大臣が自ら行うことを妨げない。

地方整備局長及び北海道開発局長も当該権限を行うことができる。

_
傍
線
$\mathcal{O}$
部
分
は
改
正
部
分
2

(賃貸人に対する管理受託契約の成立時の書面の交付)	押印しなければならない。  第一項の書面の交付に当たっては、実務経験者等は、当該書面に記名らない。	実務経験者等であることを示す書面又はその写しを提示しなければな2 実務経験者等は、前項の説明をするときは、説明の相手方に対し、一〜十 (略)	項を記載した書面を交付して説明をさせなければならない。 (以下「実務経験者等」という。)をして、少なくとも次に掲げる事程(平成二十三年国土交通省告示第九百九十八号)第七条に規定する者	の内容及びその履行に関する事項に関し、賃貸住宅管理業者登録規その契約が成立するまでの間に、当該賃貸人に対して、管理受託契条 賃貸住宅管理業者は、管理受託契約を締結しようとするときは賃貸人に対する管理受託契約に関する重要事項の説明等)	改正後
(賃貸人に対する管理受託契約の成立時の書面の交付)	(新設)	(新設) — (略)	項を記載した書面を交付して説明しなければならない。	約の内容及びその履行に関する事項に関し、少なくとも次に掲げる事、その契約が成立するまでの間に、当該賃貸人に対して、管理受託契第五条 賃貸住宅管理業者は、管理受託契約を締結しようとするときは(賃貸人に対する管理受託契約に関する重要事項の説明等)	現

とするときは、その賃貸借契約及び基幹事務受託契約又は転貸借契約 る賃貸借契約を締結しようとする者から基幹事務について一括して受る賃貸住宅管理業者は、賃貸住宅を転貸するために自らを賃借人とす	五(略)   一及び将来の借賃の変動に係る条件に関する事項   四 借賃(空室時等に異なる借賃とする場合は、その内容を含む。)	転貸の条件に関する事項・二(略)	して、少なくとも次に掲げる事項について、これらの事項を記載したするまでの間に、賃貸人となろうとする者に対して、実務経験者等をとする賃貸借契約を締結しようとするときは、その賃貸借契約が成立の人。賃貸住宅管理業者は、賃貸住宅を転貸するために自らを賃借人	(転貸の場合の賃貸人に対する賃貸借契約に関する重要事項の説明等ときは、実務経験者等をして、当該書面に記名押印させなければならない。
(新設)	四 (略)	三 転貸の条件等に関する事項ー・二 (略)	掲げる事項について、これらの事項を記載した書面を交付して説明しするまでの間に、賃貸人となろうとする者に対して、少なくとも次にとする賃貸借契約を締結しようとするときは、その賃貸借契約が成立第八条 賃貸住宅管理業者は、賃貸住宅を転貸するために自らを賃借人)	(転貸の場合の賃貸人に対する賃貸借契約に関する重要事項の説明等(新設)

第九条 3 五. 兀 とする賃貸借契約を締結したときは、 該書面に記名押印しなければならない ければならない。 りでない。 務経験者等をして 説明をさせなければならない。 各号に掲げる事項について、これらの事項を記載した書面を交付して 次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない が成立するまでの間に、 (転貸の場合の賃貸人に対する賃貸借契約の成立時の書面の交付) <u>•</u> 第一 変動に係る条件に関する定めがあるときは、 第七条に規定する者であることを示す書面又はその写しを提示しな 実務経験者等は、 借賃について、 転貸の条件に関する定めがあるときは、 (略) 賃貸住宅管理業者は、賃貸住宅を転貸するために自らを賃借人 項及び第二項の書面の交付に当たっては (略) 空室時等に異なる借賃とする定め又は将来の借賃の 前 当該書面を交付して説明をさせる場合は 一項の説明をするときは、 賃貸人に対して、 ただし 当該賃貸人に対し、 賃貸住宅を転貸する者が、 実務経験者等をして、 その内容 その内容 説明の相手方に対し 実務経験者等は、 遅滞なく、 この 前項 当 限 実 第九条 (新設) (新設) 兀 三 次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない とする賃貸借契約を締結したときは、 (新設) (転貸の場合の賃貸人に対する賃貸借契約の成立時の書面の交付) 転貸の条件等に関する定めがあるときは、 (略) 賃貸住宅管理業者は、 (略) 賃貸住宅を転貸するために自らを賃借人 当該賃貸人に対し、 その内容 遅滞なく

	は、この限りではない。ならない。ただし、賃貸住宅を転貸する者が自ら当該報告をする場合
	該賃貸住宅の賃貸人に対し、当該管理事務に関する報告をしなければ
	き又は当該賃貸住宅を再転貸するために転借したときは、定期に、当
	る賃貸借契約を締結した者から基幹事務について一括して受託したと
(新設)	2 賃貸住宅管理業者は、賃貸住宅を転貸するために自らを賃借人とす
第十七条 (略)	第十七条 (略)
(管理事務の報告)	(管理事務の報告)
	らない。 らない。 たときは、実務経験者等をして、当該書面に記名押印させなければな
(新設)	3 賃貸住宅管理業者は、前二項の規定により交付すべき書面を作成し
	書面を交付する場合は、この限りでない。
	交付しなければならない。ただし、賃貸住宅を転貸する者が自ら当該
	る。)は、賃貸人に対して、前項各号に掲げる事項を記載した書面を
	基づき、実務経験者等をして、書面を交付して説明をさせた場合に限
	き又は当該賃貸住宅を再転貸するために転借したとき(前条第二項に
	る賃貸借契約を締結した者から基幹事務について一括して受託したと
(新設)	2 賃貸住宅管理業者は、賃貸住宅を転貸するために自らを賃借人とす